

給実甲第1299号

令和4年3月31日

人事院事務総長

給実甲第1295号の一部改正について（通知）

給実甲第1295号（給与法附則第8項の規定による俸給月額の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第5条関係 1 （略） 2 この条の第2項第1号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。 一～五 （略） 六 国立感染症研究所の所長、 感染症疫学センター長、 <u>エイ</u>	規則第5条関係 1 （略） 2 この条の第2項第1号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。 一～五 （略） 六 国立感染症研究所の所長、 感染症疫学センター長、 <u>エイ</u>

ズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長、次世代生物学的製剤研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

ズ研究センター長、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、感染症危機管理研究センター長、治療薬・ワクチン開発研究センター長、実地疫学研究センター長及びハンセン病研究センターの長

七・八 (略)

以 上